

# 一般社団法人日本伝統文化の会 会則

第1条(名称) 本会は、一般社団法人日本伝統文化の会(英語名 Association of Classical Japanese Arts)と称する。

第2条(目的) 本会は、日本伝統文化の研究・研磨および国内外への普及活動を目的とする。

第3条(事務局) 本会の事務局は、東京都港区に置く。運営、事務、企画、会計については非会員に委託することができる。

第4条(事業) 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公演会の実施および映像配信
- (2) 動画制作および配信
- (3) 国内外公演ツアーの開催
- (4) 技能研修会、研究会の実施
- (5) ボランティア活動の実施
- (6) 会員の公演への後援
- (7) 他の文化芸術事業への協力、参加並びに提案
- (8) 学校教育における、伝統文化学習への協力
- (9) その他、目的達成のための事業

第5条(会員) 会員とは、本会の趣旨を深く理解し賛同し、協調性を持って本会の事業に参加する者とする。

第6条(入会等手続・会員資格) 本会に入会を希望する者は、所定の書式に必要事項を記入し代表理事へ提出しなければならない。

- (2) 本会に入会を希望する者は、メンバー会員1名以上の推薦を受けなければならない。
- (3) 退会・休会する者は文書をもって代表理事へ届を提出しなければならない。
- (4) 本会の趣旨に反した者、本会の信用、名誉を著しく貶めた者及び公序良俗に反した者、本会の他の多数の会員と協調性を欠く者、本会の運営に支障をきたすと合理的に判断される者は常務理事会の議決により退会を勧告され、会員の資格を失う。
- (5) 資格を失った者は当然退会となる。

第7条(役員) 本会は、会員の中から次の役員を置く

役員名		人数	選出方法	主な任務	兼任・任期
常務理事役	代表理事 会長	1名	社員総会および常務理事会	本会を統括し、代表する 会務を企画し、会議の決定事項を執行する 常務理事役ならびに書記・会計を統括する	任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任は妨げない
	専務理事	1名	社員総会および常務理事会	代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときは代行する 会務を企画し、会議の決定事項を執行する	
	常務理事	若干名	社員総会および常務理事会	会務を企画し、会議の決定事項を執行する	
理事		若干名	社員総会および常務理事会	会務を企画し、会議の決定事項を執行する	
監事		3名以内	社員総会	運営、会計に関し監査する	選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任は妨げない
幹事		若干名	理事会	理事会に出席する 理事を補佐し、会議の決定事項を執行する	理事に同じ

- (2) 専務理事、常務理事が任期途中で事故ある場合、他の常務理事役が協議の上、新たな専務理事、常務理事を任命することができる。その場合、新たに任命された専務理事、常務理事の任期は、事故ある専務理事、常務理事の残りの任期とする。
- (3) 監事が任期途中で事故ある場合、任期中の監事が協議のうえ新たな監事を任命する。その場合新たに任命された監事の任期は、事故ある監事の残りの任期とする。
- (4) 書記は、理事会に出席する。
- (5) 第4条の事業を達成するために、その都度実行委員会を組織することがある。その場合その事業ごとに担当者を選定することがある。

第8条(会議) 本会は次の会議を置く

会議	議決権者	主な任務	会議の長(招集者)	招集方法
理事会	・常務理事役 ・理事	・常務理事会の諮問事項を議決する	代表理事	・代表理事が適宜招集する ・役員は代表理事に招集を請求することができる
常務理事会	常務理事役	・総会、理事会および常務理事会の議決事項の執行 ・会則に定める事項の執行 ・本会の企画、運営	代表理事	・代表理事が適宜招集する ・専務理事、常務理事は代表理事に招集を請求することができる
監事会	監事	・運営、会計の監査	(長は置かない)	・監事が適宜参集する

## (2) (会議の議題と議決方法)

会議	議題		議決方法
理事会	全般事項	常務理事会の諮問事項を審議する	決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 前述の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
常務理事会	会員資格事項	・理事を選出する ・会員の入会、退会、休会および資格に関する事項	出席常務理事役の過半数
常務理事会 監事会	重要事項	・常務理事役の選出 ・活動案、予算案 ・会則の改廃、制定に関する事項 ・運営、企画について非会員に委託する事項 ・その他、代表理事の指定する事項活動案、予算案 ・会則の改廃に関する事項	出席常務理事役の過半数
	一般事項	・活動報告、決算の承認 ・予算執行を伴わない事項 ・監査報告の承認 ・その他、重要事項以外の事項・会員資格事項	出席常務理事役の過半数
	運営、会計に関する 監査事項	・監事の合議	

### 第9条(会計) 本会の会計は次のとおりとする

1. 収入は事業収入、補助・助成金、協賛金、金利とする。
2. 支出は事業費、外注費、加入団体への会費等、広報費、会議費、交通・通信費、文書文具費、交際費弔意金謝礼等、送金費用。
3. 協賛の種別は、協賛金あるいは、スタッフ・スペース・物品等の現物協賛とする。なお、協賛金は一口 2,000 円とする。(ただし、団体または法人には可能な限り5口以上を依頼するものとする。)
4. 協賛者については、原則ホームページに掲載するものとする。
5. 会計年度は8月 1 日から翌年7月31日までとする。
6. すでに納付された協賛金は、理由の如何を問わず返還しない。
7. 会計に関する細則は別途定める。

第10条(特別会計) 第4条の事業を達成するために、その都度実行委員会を組織することがある。その場合その事業ごとの特別会計を制定することがある。

第11条(監査) 役員は、監事から監査の目的で執行状況の説明を求められたときは応じなければならない。また、必要な資料、帳票類を提示しなければならない。

### 附則

1. この会則は本会発足時の暫定会則であり、発足後 1 年以上を経過した最初の常務理事会で、会則の改廃を協議し制定しなければならない。
2. 本会の設立時の会計年度は、設立時から翌年の7月31日までとする。
3. 本会則は令和2年8月23日に制定し、令和年8月25日から施行する。

## 《会計細則》

第1条 本会の金融機関口座は郵貯銀行に開設する。

第2条 貯金口座の振替受払書類は会計が管理する。

第3条 会計は会計帳簿を付けなければならない。

第4条 出金は代表理事の許可を得る。

第5条 出金があった場合、領収者から領収書等の交付を受けねばならない。

第6条 役員からの申し出がある時は直ちに会計帳簿を開示しなければならない。

第7条 本会計は本会の運営のみに利用する。

第8条 金銭の扱いは厳正且つ合理的に処理されなければならない。

### 附則

1. 本細則は令和2年8月23日に制定し、令和2年8月25日より施行する。